

山梨県公報

第二千五百九十五号

平成二十八年

四月十一日

月 曜 日

目次

手数料の収納事務の委託	三二五
公告	
基本測量の実施	三二五
公共測量の終了(五件)	三二五
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	三二六

告示

山梨県告示第五百七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方
南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る手数料
パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

公告

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により

公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 二 測量の地域 南巨摩郡早川町及び南巨摩郡身延町
- 三 測量の期間 平成二十七年六月五日から平成二十八年三月十日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲州市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 二 測量の地域 甲州市全域
- 三 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十八日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南アルプス市及び南巨摩郡早川町の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年六月二十四日から平成二十八年二月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 北杜市及び韮崎市
- 三 測量の期間 平成二十七年六月六日から平成二十八年三月十日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安

委員会規則第七号（第四条の規定により告示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

別表第一中

一一二	東八代郡石和町八田一一四番地先（町道三号線と町道二号線との十字路交差点）	建設省笛吹川出張所前	平九・一〇・二三 告示第五二号
一一二	笛吹市石和町八田一一四番地先（町道三号線と町道二号線との十字路交差点）	八田御朱印公園南東	平成二八年四月二日 告示第四一号
七〇	西八代郡上九一色村本栖五二番地先（国道一三九号線と学校取付道路との交わるT字路交差点）	統合中学校前	五七・六・一〇 告示第二五号
七〇	削除		平成二八年四月二日 告示第四一号
七八	都留市四日市場六五五番地の二先（市道四日市場桂高線と市道四日市場古川渡線と市道四日市場キツネ寿線との十字路交差点）	桂高校入口	平成一五年七月二四日 告示第五一号

七八	都留市四日市場六五番地の二先(市道四日市場桂高線と市道四日市場古川渡線と市道四日市場キツネ寿線との十字路交差点)	健康科学大学入口	平成二十八年四月二日 告示第四一号
----	--	----------	----------------------

に改める。
別表第三中

三六四	県道 石和松本停車場線 町道 三三三号線	東八代郡石和町市部一、〇四六番地先(巴屋)から東八代郡石和町松本九六番地先(沢田屋薬店)まで(一、〇三〇メートル)	大型貨物自動車 型特殊自動車	終日	石和	五二・三・五一号
-----	-------------------------------	---	-------------------	----	----	----------

三六四	市道	笛吹市石和町市部一、〇四六番地先から石和町駅前八番地二先まで(七九〇メートル)	大型貨物自動車 型特殊自動車	終日	笛吹	平成二十八年四月一日 告示第四一号
-----	----	---	-------------------	----	----	----------------------

五九三	甲府駅前広場	甲府市丸の内一丁目一番八号先(甲府駅前広場一、二番大型バス乗降所西側)(三〇メートル)	車両(路線バス、大型バスを除く)	終日	甲府	六一・九・一八 告示 第三四号
五九四	甲府駅前広場	甲府市丸の内一丁目一番八号先(甲府駅前)	車両(路線)	終日	甲府	六一・九・一八 告示

五九五	甲府駅前広場	前広場三、四番線路線バス乗降所西側)(三〇メートル)	バスを除く)	終日	甲府	六一・九・一八 告示 第三四号
五九三	甲府駅前広場	甲府市丸の内一丁目一番八号先(甲府駅前広場五、六番線路線バス乗降所西側)(三〇メートル)	車両(路線バスを除く)	終日	甲府	六一・九・一八 告示 第三四号

五九五	削除				甲府	平成二十八年四月一日 告示第四一号
五九四	削除				甲府	平成二十八年四月一日 告示第四一号
五九三	削除				甲府	平成二十八年四月一日 告示第四一号

七二七	市道	甲府市桜井町二三七番地先(桜井交差点南側)から甲府市和戸町一、二一五番地先(甲運小学校入口交差点)までの間(六五〇メートル)	車両(二輪車・軽車両を除く)	日曜、休日を除く午前七時三〇分から午前八時三〇分までの間	甲府	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
-----	----	--	----------------	------------------------------	----	------------------------

七二七	市道	甲府市桜井町二三七番地先（桜井交差点南側）から甲府市和戸町一、二一五番地先（甲運小学校入口交差点）までの間（六五〇メートル）	車両（二輪車・軽車両を除く）	日曜、休日を除く午前七時三〇分から午前八時三〇分までの間	甲府 平成二七年二月一四日 告示第一四一号
七二八	甲府駅南口公共交通ロータリー	甲府市丸の内一丁目二番一先（甲府駅南口公共交通ロータリー入口から出口までの間）（一〇〇メートル）	車両（バス・タクシーを除く）	終日	甲府 平成二八年四月一日 告示第四一号

に改める。
別表第四中

三七		甲府市丸の内一丁目一番八号先甲府駅前ロータリー	車両	車両進行 ロータリー東から南を経て西へ西から北を経て東へ 終日	甲府 四九・四・一 一六号
三七	削除				甲府 平成二八年四月一日

六〇二	市道	笛吹市石和町松本一七番地一先（石和温泉駅北口ロータリー入口から出口までの間）（七〇メートル）	車両	車両進行 ロータリー入口からロータリー内を時計回り 終日	笛吹 平成二七年二月一四日 告示第一四一号
-----	----	--	----	------------------------------------	--------------------------

を

六〇二	市道	笛吹市石和町松本一七番地一先（石和温泉駅北口ロータリー入口から出口までの間）（七〇メートル）	車両	車両進行 ロータリー入口からロータリー内を時計回り 終日	笛吹 平成二七年二月一四日 告示第一四一号
六〇三	甲府駅南口公共交通ロータリー	甲府市丸の内一丁目二番一先（甲府駅南口公共交通ロータリー入口から出口までの間）（一〇〇メートル）	車両	車両進行 ロータリー入口からロータリー内を時計回り 終日	甲府 平成二八年四月一日 告示第四一号

に改める。
別表第五中

二〇一	市道	甲府市愛宕町七五番地先（愛宕町道踏切北側）	南進する車両（自転車を除く）	日曜・休日を除く七時から	甲府 平成一六年二月二三日 告示第一二号
-----	----	-----------------------	----------------	--------------	-------------------------

二〇二	市道	甲府市中央二丁目七番一〇号先(カトリック教会南側)	東進する車両(自転車を除く。)	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-----	----	---------------------------	-----------------	------------------	----	----------------------

二〇一	市道	甲府市愛宕町七五番地先(愛宕町道踏切北側)	南進する車両(自転車・沿道家屋関係車両を除く。)	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成二八年四月一日 告示第四一号
二〇二	市道	甲府市中央二丁目七番一〇号先(カトリック教会南側)	東進する車両(自転車・沿道家屋関係車両を除く。)	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成二八年四月一日 告示第四一号

二六六	主要地 府道甲府 線	甲府市大和町三番二七号先(北中学校入口交差点)	東進する車両(原付・軽車両を除く。)	終日	甲府	平成二七年一月二日 告示第一一八号
-----	------------------	-------------------------	--------------------	----	----	----------------------

く)	
----	--

二六六	主要地 府道甲府 線	甲府市大和町三番二七号先(北中学校入口交差点)	東進する車両(原付・軽車両を除く。)	終日	甲府	平成二七年一月二日 告示第一一八号
-----	------------------	-------------------------	--------------------	----	----	----------------------

二六七	主要地 府道甲府 線	甲府市丸の内一丁目五四一番号先	東進する車両(バス・タクシーを除く。)	終日	甲府	平成二八年四月一日 告示第四一号
-----	------------------	-----------------	---------------------	----	----	---------------------

に改める。
別表第六中

四五二	市道	甲府市中央三丁目一〇番二七号先(輿水方北側)	西進する車両(自転車を除く。)	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-----	----	------------------------	-----------------	------------------	----	----------------------

四五二	市道	甲府市中央三丁目一〇番二七号先(輿水方北側)	西進する車両(自転車・沿道家屋関係車両を除く。)	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成二八年四月一日 告示第四一号
-----	----	------------------------	--------------------------	------------------	----	---------------------

一、七五六	県道 山中内 野忍草 線	南都留郡忍野村内野一九九番地 先（内野保育所前）交差点	一	富士 吉田 三三三号	五〇・一〇・六
-------	-----------------------	--------------------------------	---	------------------	---------

一、七五六	削除			富士 吉田 一一日	平成二八年四月 告示第四一号
-------	----	--	--	-----------------	-------------------

二、九二六	町道	北巨摩郡長坂町渋沢一、〇〇七番地の一九先（北杜高校東側）	二	長坂	平成一三年一〇月一一日 告示第四一号
-------	----	------------------------------	---	----	-----------------------

二、九二六	市道大 八田・ 富岡線	北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番地の一九先（北杜高校東側）	一	北杜	平成二八年四月 一一日 告示第四一号
-------	-------------------	-----------------------------	---	----	--------------------------

三、〇三五	町道	中巨摩郡昭和町西条字中河原三、二六三番地先（カルバートボックス東側）	一	南甲 府	五九・二・六 六号
-------	----	------------------------------------	---	---------	--------------

三、〇三五	削除			南甲 府	平成二八年四月 一一日 告示第四一号
-------	----	--	--	---------	--------------------------

五、〇三四	国道一 三九号	南都留郡西桂町小沼八八五番地 先（桂高架橋下）	一	都留	平成一六年四月 八日 告示第二号
-------	------------	----------------------------	---	----	------------------------

五、〇三四	国道一 三九号	南都留郡西桂町小沼八八五番地 先（桂高架橋下）	三	大月	平成二八年四月 一一日 告示第四一号
-------	------------	----------------------------	---	----	--------------------------

五、二三〇	県道白 井甲州 線（圭 林バイ パス）	笛吹市八代町米倉六八七番地の一先（米倉橋南交差点）	一	笛吹	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号
-------	---------------------------------	---------------------------	---	----	---------------------------

五、二三〇	主要地 方道白 井甲州 線	笛吹市八代町米倉六八七番地の一先（米倉橋南交差点）	二	笛吹	平成二八年四月 一一日 告示第四一号
-------	------------------------	---------------------------	---	----	--------------------------

五、四七六	町道	南巨摩郡富士川町青柳町二、三九五番地二先（町道同士の十字路交差点）	二	鯉沢	平成二七年三月 一一日 告示第二六号
-------	----	-----------------------------------	---	----	--------------------------

五、四六七	町道	南巨摩郡富士川町青柳町二、三	四	鯉沢	平成二八年四月
-------	----	----------------	---	----	---------

五、四八九	国道四一 一 号	北都留郡丹波山村二、六〇四番地先	一	上野原	平成二十七年二月十四日 告示第一四一 号
五、四八九	国道一四〇号	山梨市北字廻り田一、一一三番地先	四	日下部	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九一	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町小立二、七二四番地三先	一	富士吉田	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九二	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町小立三、三〇二番地先	四	富士吉田	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九三	主要地方道四日市場上野原線	都留市与縄二九一番地先	一	大月	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九四	国道二〇号	甲斐市下今井三、四九二番地一先（下今井東交差点）	三	葦崎	平成二十八年四月一日 告示第四一 号

五、四九五	主要地方道甲府南アルプス線	甲斐市西八幡四、五三三番地先（農林高校北交差点）	四	葦崎	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九六	主要地方道葦崎昇仙峡線	葦崎市穂坂町宮久保六、一四八番地一先（穂坂小学校前交差点）	一	葦崎	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九七	国道三五八号	笛吹市境川町寺尾三五五番地二先（間門交差点）	一	笛吹	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九八	市道	山梨市上神内川一、一二六番地四先	一	日下部	平成二十八年四月一日 告示第四一 号
五、四九九	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村内野一九六番地一先	一	富士吉田	平成二十八年四月一日 告示第四一 号

に改める。
別表第十四中

一一八	県道鳴沢河口湖線	南都留郡鳴沢村三、六八三番地の一先（大田和交差点から南都留郡河口湖町船津三、七六二番地の一先（船津三差路）まで	五、七五〇	高速車中速車	四〇	富士吉田	六一・三一二 一一号
-----	----------	---	-------	--------	----	------	---------------

二八三	市道 舞鶴公園北通	甲府市丸の内一丁目三番三号先(山交百貨店)から甲	三四〇	車両 三〇	甲府 五〇・一 一・一五 三九号
一三七	国道二〇号	大月市笹子町吉久保一、二八七番地の四先(笹子川橋東詰交差点)から甲州市大和町初鹿野二、二四八番地先(道の駅甲斐大和北西側丁字路交差点)までの両側	七、二二〇	車両(原付・けん引を除く)	四月一日 告示第四号
一三七	国道二〇号	大月市笹子町吉久保一、二八七番地の四先(笹子川橋東詰交差点)から東山梨郡大和村鶴瀬九二六番地先(鶴瀬橋西詰)までの両側	一〇、四〇	車両(原付・けん引を除く)	塩山 大月 平成一四 年一月三 一日 告示第四 号
一一八	県道鳴沢富士河口湖線	南都留郡鳴沢村三、六八三番地一先(大田和交差点)から南都留郡富士河口湖町船津三、七六二番地一先(船津三差路交差点)まで	五、七五〇	車両(原付・けん引を除く)	富士 吉田 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号

二八三	市道 舞鶴公園北通	甲府市丸の内一丁目三番三号先(山交百貨店)から甲	三四〇	車両 三〇	甲府 五〇・一 一・一五 三九号
六六八	市道	南アルプス市荊沢一、一六〇番地一先(甲西工業団地入口交差点)から南アルプス市戸田一八九番地の一〇先までの両側	一、〇八〇	車両(原付・けん引を除く)	南アルプス 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号
六六八	町道 甲西工業取付道路公道一號	中巨摩郡甲西町荊沢一、一六〇番地の一先(甲西自工)から中巨摩郡甲西町戸田一八九番地の一〇先(六号道路との交差点)まで	一、〇八〇	高速車 中速車 四〇	小笠原 五五・八 三五号
二八三	主要地 方道甲府 府荊崎 線・市 道舞鶴 公園北 通り線	甲府市丸の内一丁目五四一番一先から甲府市中央二丁目五番一先までの両側	四四五	車両(けん引を除く)	甲府 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号

二八三	市道 舞鶴公園北通	甲府市丸の内一丁目三番三号先(山交百貨店)から甲	三四〇	車両 三〇	甲府 五〇・一 一・一五 三九号
六六八	市道	南アルプス市荊沢一、一六〇番地一先(甲西工業団地入口交差点)から南アルプス市戸田一八九番地の一〇先までの両側	一、〇八〇	車両(原付・けん引を除く)	南アルプス 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号
六六八	町道 甲西工業取付道路公道一號	中巨摩郡甲西町荊沢一、一六〇番地の一先(甲西自工)から中巨摩郡甲西町戸田一八九番地の一〇先(六号道路との交差点)まで	一、〇八〇	高速車 中速車 四〇	小笠原 五五・八 三五号
二八三	主要地 方道甲府 府荊崎 線・市 道舞鶴 公園北 通り線	甲府市丸の内一丁目五四一番一先から甲府市中央二丁目五番一先までの両側	四四五	車両(けん引を除く)	甲府 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号

二八三	市道 舞鶴公園北通	甲府市丸の内一丁目三番三号先(山交百貨店)から甲	三四〇	車両 三〇	甲府 五〇・一 一・一五 三九号
六六八	市道	南アルプス市荊沢一、一六〇番地一先(甲西工業団地入口交差点)から南アルプス市戸田一八九番地の一〇先までの両側	一、〇八〇	車両(原付・けん引を除く)	南アルプス 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号
六六八	町道 甲西工業取付道路公道一號	中巨摩郡甲西町荊沢一、一六〇番地の一先(甲西自工)から中巨摩郡甲西町戸田一八九番地の一〇先(六号道路との交差点)まで	一、〇八〇	高速車 中速車 四〇	小笠原 五五・八 三五号
二八三	主要地 方道甲府 府荊崎 線・市 道舞鶴 公園北 通り線	甲府市丸の内一丁目五四一番一先から甲府市中央二丁目五番一先までの両側	四四五	車両(けん引を除く)	甲府 平成二八 年四月一 一日 告示第四 号

七〇四	国道一三九号線	南都留郡鳴沢村地内(緑の休暇村入口)から南都留郡鳴沢村大田和三、六九一番地先(大田和交差点)まで	五、九〇〇	高速車 中速車	四〇	富士 吉田	六三・一〇 第一八号
-----	---------	--	-------	------------	----	----------	---------------

七〇四	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五三二番地五先(富士緑の休暇村入口)から南都留郡鳴沢村大田和三、六九一番地先(大田和交差点)までの両側	五、九〇〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	富士 吉田	平成二八年四月一日 告示第四一號
-----	--------	--	-------	---------------	----	----------	---------------------

九八二	県道河口湖富士線	南都留郡河口湖町船津三九一番地の一先(大道交差点)から南都留郡河口湖町船津二、〇五七番地の一先(東恋路交差点)まで	一、二五〇	高速車	五〇	富士 吉田	五九・九〇 四三號
-----	----------	---	-------	-----	----	----------	--------------

九八二	削除					富士 吉田	平成二八年四月一日 告示第四一號
-----	----	--	--	--	--	----------	---------------------

九八六	町道	東八代郡中道町下曾根三、二七一番地先(中島鶏卵市場前)から東八代郡豊富村高部一、九二一番地の一先(よつちゃん食品南)まで	七五〇	車両	三〇	南甲 府	六三・三一 第一〇号
-----	----	--	-----	----	----	---------	---------------

九八六	市道	甲府市下曾根二、七八九番地先から中央市高部一、九二一番地の一先までの両側	九一〇	車両(けん引を除く)	三〇	南甲 府	平成二八年四月一日 告示第四一號
-----	----	--------------------------------------	-----	------------	----	---------	---------------------

〇一四	県道南アルプス中央線(新山梨環状道路)	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三四七番地一七先(西下条立体ランプ合流部)までの両側	一、三七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	南甲 府	平成二八年七月九日 告示第六八号
-----	---------------------	--	-------	---------------	----	---------	---------------------

〇一四	主要地 方道甲 府中央 右左口 線(新)	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三四七番地一七先	一、三七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	南甲 府	平成二八年四月一日 告示第四一號
-----	----------------------------------	--	-------	---------------	----	---------	---------------------

環状道 (西下条立体ラン プ合流部)までの 両側					
-----------------------------------	--	--	--	--	--

に

一、六 六 一	県道敷 島竜王 線	甲斐市名取三三四 番地先(真福寺南 交差点)から甲斐 市牛匂一三一番地 先(金石橋西側丁 字路交差点)まで の両側	四、〇六〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	斐崎	平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号
---------------	-----------------	---	-------	-----------------------	----	----	----------------------------------

を

一、六 六 一	県道敷 島竜王 線	甲斐市中下条九一 九番地一先(中下 条交差点)から甲 斐市牛匂一三一番 地先(金石橋西側 丁字路交差点)ま での両側	二、七〇〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	斐崎	平成二八 年四月一 日 告示第四 一号
---------------	-----------------	--	-------	-----------------------	----	----	---------------------------------

に

一、七 四 〇	町道青 柳一号 線	南巨摩郡富士川町 青柳町六七〇番地 先(青柳五丁目交 差点)から南巨摩 郡富士川町鯉沢一 〇五番地先(国道 五二号と町道青柳 一号線との十字路 交差点)までの両 側	五六〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	鯉沢	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
---------------	-----------------	---	-----	-----------------------	----	----	----------------------------------

を

一、七	町道青 柳一号 線	南巨摩郡富士川町 青柳町六七〇番地 先(青柳五丁目交 差点)から南巨摩 郡富士川町鯉沢一 〇五番地先(国道 五二号と町道青柳 一号線との十字路 交差点)までの両 側	五六〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	鯉沢	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
一、七 四 三	県道船 津小海 線	南都留郡富士河口 湖町船津一、七一 〇番地一先から南 都留郡富士河口湖 町小立三、一六七 番地先までの両側	一、四三〇	車両(原付・ けん引を 除く)	五〇	富士 吉田	平成二八 年四月一 日 告示第四 一号
一、七 四 一	国道一 〇号	甲州市大和町初鹿 野二、二四八番地 先(道の駅甲斐大 和北西側丁字路交 差点)から甲州市 大和町鶴瀬九二六 番地先(鶴瀬橋西 詰)までの両側	三、一九〇	車両(原付・ けん引を 除く)	五〇	日下 部	平成二八 年四月一 日 告示第四 一号
一、七 四 一	主要地 方道甲 斐中央 線	甲斐市名取三三四 番地先(真福寺南 交差点)から甲斐 市中下条九一九番 地一先(中下条交 差点)までの両側	一、三六〇	車両(原付・ けん引を 除く)	五〇	斐崎	平成二八 年四月一 日 告示第四 一号
一、七	国道一	山梨市北字片瀬二	五二六	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	日下	平成二八